

## 国際オープンラボラトリー運営細則

平成 23 年 4 月 1 日

23 細則第 52 号

### (目的)

第 1 条 本細則は、独立行政法人放射線医学総合研究所組織規程第 6 条第 5 項及び第 9 5 条第 2 項に基づき、放射線医学・生物・物理・化学・工学等戦略的に重要な研究分野において、海外のトップレベルの研究者と共同して、若手及び中堅の研究者が国際レベルの先端的な研究等を行うことにより、研究所全体のレベルアップを図るため設置する国際オープンラボラトリー（以下「国際ラボ」という。）の運営その他必要事項を定めることを目的とする。

### (研究ユニット等)

第 2 条 研究ユニットは、研究所側のホストとなるユニット長、著名外国人研究員、およびこれらの指名推薦に基づき雇用する指名研究員、研究員（主任研究員、博士研究員を含む。）、技術員（主任技術員を含む。）から構成する。

- 2 理事長は、国際ラボに設置する研究ユニット及び当該研究ユニットの事業課題を決定する。
- 3 前項の研究ユニット及び事業課題等は別表の通りとする。

### (国際オープンラボラトリー研究ユニット事業課題選考委員会の設置)

第 3 条 前条の研究ユニット及び事業課題を選考するため、国際オープンラボラトリー研究ユニット事業課題選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (選考委員会の任務及び選考結果の取扱)

第 4 条 選考委員会は、「独立行政法人放射線医学総合研究所における研究開発事業に関わる評価のための実施要領」を準用して、公募された提案の評価を行う。ただし、準用が困難な場合は選考委員会の合議を経て評価を行う。

- 2 選考委員会は、前項の評価に基づき候補を選考し、理事長に推薦する。
- 3 理事長は、第 2 条の決定に当たり、選考委員会の意見を尊重するものとする。

### (選考委員会の組織)

第 5 条 選考委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は国際ラボのディレクターとする。
- 3 委員長は委員の中から副委員長を指名し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職

務を代行する。

- 4 委員は理事長が指名する。
- 5 委員の任期は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

#### (選考委員会の開催)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集し選考委員会を開催することができる。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 選考委員会は、提案の評価を行う場合には、非公開とすることができる。
- 4 選考委員会は、必要な場合には、参考人の出席を求め意見を徴することができる。
- 5 委員が被評価者になった場合は、その選考期間においては委員資格を失効するものとする。

#### (運営会議)

第7条 国際ラボの運営に必要な重要事項を審議するため、運営会議を月例開催する。

- 2 運営会議は、ディレクター、副ディレクター、サイエンティフィック・セクレタリー、運営室長及び各研究ユニット長から構成し、必要に応じてディレクターの指示により企画部門、総務部門からの出席を求めることとする。
- 3 運営会議の議長は、ディレクターとする。ディレクターに事故がある場合又は運営会議に出席できなくなった場合は、サイエンティフィック・セクレタリーがその職務を代理する。

#### (庶務)

第8条 選考委員会及び運営会議に関する庶務は、国際ラボ運営室が担当する。

#### (選考委員会及び運営会議に関する雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、選考委員会及び運営会議に関し必要な事項は、委員長及び議長が各構成員に諮って定める。

#### (評価)

第10条 研究ユニットの研究が終了するに当たっては、公開で成果発表会を行うとともに、外部の学識経験者からの評価を受けるものとする。

#### (成果の取扱)

第11条 原著論文の投稿にあたっては、その内容等について、ユニット長及び著名外国人研究員との間で相互の同意を得てから、ディレクター、副ディレクターによる承認を得なければならない。原著論文以外による発表に当たっては、事前にユニット長及び著名

外国人研究員の下承を得るものとする。

(特許)

第12条 特許出願に当たっては、ユニット長及び著名外国人研究員との間でディレクター、副ディレクターも含めた協議を行い、所と著名外国人研究員の所属機関との機関間合意を得なければならない。

(雑則)

第13条 この細則の改正を行おうとする場合、運営会議に諮るものとする。

附 則 (平成23年4月1日)

1. この細則は平成23年4月1日から施行する。
2. 独立行政法人放射線医学総合研究所国際オープンラボラトリーの設置及び運営に関する規程(22規程第42号)、国際オープンラボラトリー研究ユニット事業課題選考委員会規則(22規則第15号)、国際オープンラボラトリー運営実施要領(20達第44号)は廃止する。

## 別表

研究ユニット	事業課題	設置期間
Radiation Response Model Research Unit (放射線応答モデル研究ユニット)	重粒子線治療における物理モデルの詳細な解析と、各種の放射線応答モデルの開発、検証を行い、生物学的にも最適化された重粒子線治療法の確立を目指す。また実際の治療計画への応用も検討する	H23.4 - H26.3
Particle Therapy Molecular Target Research Unit (粒子線治療分子標的研究ユニット)	粒子線照射後の分子レベルでの反応、特にDNA二本鎖切断とその修復および細胞周期チェックポイントに関わる機構の研究を通じて、粒子線治療の評価やさらなる向上に役立つ分子標的を明らかにする	H23.4 - H26.3
Space Radiation Research Unit (宇宙放射線研究ユニット)	宇宙放射線のリスク評価に関する物理学的及び生物学的研究、特に宇宙環境における、あるいは宇宙放射線を模擬した加速器ビームによる高 LET かつ低線量 (率) の放射線被ばく等に対する線量評価や生物影響研究を行う	H23.4 - H26.3
Particle Beam Quality Research Unit (粒子線線質研究ユニット)	粒子線の線質と細胞応答のエンドポイントで異なる生物効果評価による治療戦略の高度化に資する研究を行う	H23.4 - H26.3